

平成21年 8月3日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

医療と介護の負担軽減制度がはじまりました

平成20年4月より医療・介護保険両方を受給する被保険者と被扶養者の負担軽減のため「高額医療・高額介護合算療養費」制度が創設され、今年8月から請求が可能となりました。同世帯でかかった1年間でかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計して高額となった場合、限度額を超えた金額が払い戻される制度です。

◎集計期間

毎年8月1日から翌年7月31日の1年分（※今回のみ平成20年4月～平成21年7月分）

◎対象となる費用

医療保険・介護保険の自己負担額

※高額療養費・高額介護（予防）サービス費の支給を受けられる場合には、その金額は除きます。

※入院時の食事負担額・差額ベッド代等は対象外です。

◎自己負担限度額（年額）

基本は56万円ですが、年齢や収入により異なります。

①平成21年8月1日～ 平成22年7月31日 (12ヶ月分)	②平成20年4月1日 ～平成21年7月31日分 (16ヶ月分)
--------------------------------------	---------------------------------------

◆70歳～74歳の方		
① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円	89万円
② ①③④以外の場合	56万円	75万円
③ 被保険者が市町村税非課税の場合	31万円	41万円
④ ③のうち、被保険者とその被扶養者全員の所得が一定以下の場合（年金収入80万円以下等）	19万円	25万円
◆70歳未満の方		
① 被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合	126万円	168万円
② ①③以外の場合	67万円	89万円
③ 被保険者が市町村税非課税の場合	34万円	45万円

※自己負担限度額を501円以上超えた場合に支給されます。

※本年度はこの制度がスタートしてから初回の請求にあたるため、平成20年4月1日～平成21年7月31日までの合計額となります。限度額も3分の4に増額しますのでご注意ください。

※本来は、①の限度額を基準として計算しますが、初年度は経過措置として②で計算します。②より①で算出した金額の方が多いたときは、多い方の金額が支給されます。

※介護保険制度の保険給付の対象となっていることが前提条件です。

※各医療機関毎に自己負担額が合算されますので、同一世帯において異なる医療保険に加入している方については合算されません。

◎申請の流れ

介護保険（市区町村）への窓口で介護保険の自己負担額証明書の交付を受けた後、健康保険協会へ申請します。詳細はお住まいの市区町村（介護保険係）又は全国健康保険協会へお問い合わせ下さい。